亀岡市公告第１０７号

南丹都市計画地区計画の案を作成するため、亀岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和５８年亀岡市条例第２４号）第２条の規定により、次のとおり原案を公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１週間を経過する日までに、亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和８年１１月５日

亀岡市長　桂　川　孝　裕

１　縦覧する都市計画原案の概要

（１）都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

（２）都市計画の名称

保津町小林地区地区計画

（３）都市計画の位置及び地域

亀岡市保津町上大年及び小林の各一部

２　縦覧場所及び縦覧期間

（１）縦覧場所

亀岡市安町野々神８番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

（２）縦覧期間

令和８年１１月６日から令和８年１１月１９日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時００分から午後４時３０分まで）

３　意見書の提出場所及び提出期間

（１）提出場所

亀岡市安町野々神８番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

（２）提出期間

令和８年１１月６日から令和８年１１月２６日まで